

改正案																																																																																																													
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
項目		当中間期末		前期末																																																																																																									
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																										
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																													
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																													
うち、利益剰余金の額																																																																																																													
うち、自己株式の額(△)																																																																																																													
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																													
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																													
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																													
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																													
項目	当中間期末		前期末																																																																																																										
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																										
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																													
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																													
うち、利益剰余金の額																																																																																																													
うち、自己株式の額(△)																																																																																																													
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																													
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																													
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																													
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																													

改正案					現行				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				

改正案					現行				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (三)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (三)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		/		/	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		/		/
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/

改正案					現行				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ス)					Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ス)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ス)) (ル)					総自己資本合計 ((ト) + (ス)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					自己資本比率				
自己資本比率					普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))				
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))					Tier1比率 ((ト) / (ヲ))				
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))					総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))					調整項目に係る参考事項				
調整項目に係る参考事項					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				

現行				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

項目	信用リスク・アセット算出手法		項目	信用リスク・アセット算出手法	
	前期末	当中間期末		前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			進補的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			進補的項目（C）		
資本準備金			自己資本総額（A+B+C）		
その他資本剰余金			（D）		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			自借性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			営業権相当額	△	△
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権					
営業権相当額	△	△			

改正案					現行					
うち、上記以外に該当するものの額					のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額					内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス		
うち、適格引当金コア資本算入額					繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			控除項目不算入額	△	△
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目(E)		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を有する株式等 海外特別目的会社の発行する優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					一般貸倒引当金 内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G) Tier1比率(A/G)		%
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)					補足的項目不算入額	△	△	自己資本比率(F/G)		%
コア資本に係る調整項目										
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					
うち、のれんに係るものの額					適格引当金不足額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
適格引当金不足額					前払年金費用の額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
前払年金費用の額					少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					特定項目に係る10%基準超過額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
特定項目に係る10%基準超過額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					特定項目に係る15%基準超過額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額										
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額										
特定項目に係る15%基準超過額										

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適用をいう。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

改正案				現行			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額							
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)							
自己資本							
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)							
リスク・アセット等							
信用リスク・アセットの額の合計額							
資産（オン・バランス）項目							
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額							
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額							
うち、上記以外に該当するものの額							
オフ・バランス項目							
CVAリスク相当額を8%で除して得た額							
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
信用リスク・アセット調整額							
オペレーショナル・リスク相当額調整額							
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)							
自己資本比率							
自己資本比率 (ハ) / (ニ) %							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案														現行																
(記載上の注意) 1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 2. 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 5. 溯及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。																														
第2・第3 (略)														第2・第3 (略)																
第4 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間株主資本等変動計算書														第4 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間株主資本等変動計算書																
(単位：百万円)														(単位：百万円)																
	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計																
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計																	
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金										利益剰 余金合 計														
					×× 積立 金	繰越利 益剰余 金																								
当期首残 高	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××															
当中間期 変動額																														
新株の 発行	××	××		××					××																					
剰余金 の配当				××		△××	△××		△××																					
中間純 利益						××	××		××																					
自己株 式の処 分								××	××																					
・・・ ・・・																														
株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動額 (純額)												××	××	××	××	××														
当中間期 変動額合 計	××	××	=	××	××	=	××	××	××	××	××	××	××	××	××															
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××															
(記載上の注意) 1~8 (略)																														
(以下略)																														

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
その他資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	

改正案	現行	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	資本剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他利益剰余金	
	××積立金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	× × ×

改正案	現行	
	当中間期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×

改正案	現行	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	<u>その他有価証券評価差額金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	<u>土地再評価差額金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	<u>評価・換算差額等合計</u>	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×

改正案	現行	
	当中間期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～8 (略)	
	(以下略)	

改正案																																																																																																													
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/
項目		当中間期末		前期末																																																																																																									
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																									
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																									
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																									
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																									
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																									
項目	当中間期末		前期末																																																																																																										
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																									
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																									
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																									
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																									
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																									

現行																																																																																																													
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/
項目		当中間期末		前期末																																																																																																									
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																									
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																									
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																									
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																									
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																									
項目	当中間期末		前期末																																																																																																										
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																													
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																									
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																									
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																									
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																									
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																									
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																									

改正案					現行				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				

改正案					現行				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (三)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (三)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		/		/	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		/		/
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/

改正案					現行				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）					Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）					Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）-（リ）） （ヌ）					Tier2資本の額（（チ）-（リ）） （ヌ）				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（（ト）+（ヌ）） （ル）					総自己資本合計（（ト）+（ヌ）） （ル）				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額（ワ）				
リスク・アセット等の額の合計額（ワ）					自己資本比率				
自己資本比率					普通株式等Tier1比率（（ハ）/（ワ））	%			
普通株式等Tier1比率（（ハ）/（ワ））		%		%	Tier1比率（（ト）/（ワ））	%			
Tier1比率（（ト）/（ワ））		%		%	総自己資本比率（（ル）/（ワ））	%			
総自己資本比率（（ル）/（ワ））		%		%	調整項目に係る参考事項				
調整項目に係る参考事項					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案					現行				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）
- 中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

		信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)	
項目	当中間期末		前期末		
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額					
うち、資本金及び資本剰余金の額					
うち、利益剰余金の額					
うち、自己株式の額(△)					
うち、社外流出予定額(△)					

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）
- 中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

		信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)	
項目	当中間期末		前期末		
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		
資本金					
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金					
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金					
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権	△	△			
営業権相当額	△	△			
短期劣後債務					
進補的項目不算入額			△	△	
進補的項目(C)					
自己資本総額(A+B+C)					
(D)					
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額					
自借性資本調達手段及びこれに準ずるもの					
期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの					
短期劣後債務及びこれに準ずるもの					

改正案				現行					
うち、上記以外に該当するものの額				のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/0ストリップス		
うち、適格引当金コア資本算入額				繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			控除項目不算入額	△	△
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目(E)		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				基本的項目(A)			自己資本額(D-E)(F)		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				償還を行う蓋然性を有する株式等			資産(オン・バランス)項目		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				海外特別目的会社の発行する優先出資証券			オフ・バランス取引等項目		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
適格引当金不足額				内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
前払年金費用の額				期限付劣後債務及び期限付優先株			Tier I比率(A/G)	%	%
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率(F/G)	%	%
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				補完的項目(B)					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の数値をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的內部格付手法又は先進的內部格付手法のいずれかを記載すること。

1.0 適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適用をいう。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

改正案				現行			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額							
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)							
自己資本							
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)							
リスク・アセット等							
信用リスク・アセットの額の合計額							
資産（オン・バランス）項目							
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額							
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額							
うち、上記以外に該当するものの額							
オフ・バランス項目							
CVAリスク相当額を8%で除して得た額							
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
信用リスク・アセット調整額							
オペレーショナル・リスク相当額調整額							
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)							
自己資本比率							
自己資本比率 (ハ) / (ニ) %							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案														現行			
(記載上の注意) 1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 2. 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 5. 溯及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。																	
第2・第3 (略)														第2・第3 (略)			
第4 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間株主資本等変動計算書														第4 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間株主資本等変動計算書			
(単位：百万円)														(単位：百万円)			
	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計			
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計				
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	利益剰 余金合 計									×× 積立 金	繰越利 益剰余 金
当期首残 高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額																	
新株の 発行	××	××		××					××							××	
剰余金 の配当					××		△××	△××	△××							△××	
中間純 利益							××	××	××							××	
自己株 式の処 分									××	××						××	
・・・ ・・・																××	
株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動額 (純額)											××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合 計	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	
(記載上の注意) 1～8 (略)																	
(以下略)																	

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
その他資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	

改正案	現行	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	資本剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他利益剰余金	
	××積立金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	
繰越利益剰余金		
当期首残高	× × ×	

改正案	現行	
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×

改正案	現行	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	<u>その他有価証券評価差額金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行	
	当中間期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～8 (略)	
	(以下略)	

改正案									
別紙様式第3号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)							
(略)									
第1 第 期	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	事業概況書	
年	月	日から							
年	月	日まで							
1～12 (略)									
13 自己資本比率の状況									
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕									
		信用リスク・アセット算出手法							
(単位: 百万円)									
項目	当期末	前期末							
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額						
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目									
普通株式に係る株主資本の額									
うち、資本金及び資本剰余金の額									
うち、利益剰余金の額									
うち、自己株式の額 (△)									
うち、社外流出予定額 (△)									
うち、上記以外に該当するものの額									
普通株式に係る新株予約権の額									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目									
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額									
うち、のれんに係るものの額									
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額									
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額									
繰延ヘッジ損益の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									

現行									
別紙様式第3号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)							
(略)									
第1 第 期	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	事業概況書	
年	月	日から							
年	月	日まで							
1～12 (略)									
13 自己資本比率の状況									
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕									
		信用リスク・アセット算出手法							
(単位: 百万円)									
項目	当期末	前期末							
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額						
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目									
普通株式に係る株主資本の額									
うち、資本金及び資本剰余金の額									
うち、利益剰余金の額									
うち、自己株式の額 (△)									
うち、社外流出予定額 (△)									
うち、上記以外に該当するものの額									
普通株式に係る新株予約権の額									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目									
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額									
うち、のれんに係るものの額									
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額									
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額									
繰延ヘッジ損益の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									

改正案					現行				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額			/	/	その他Tier1資本不足額			/	/
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)			/	/	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)			/	/
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			/	/	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			/	/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額			/	/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額			/	/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額			/	/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額			/	/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額			/	/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額			/	/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額			/	/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			/	/	評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			/	/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)			/	/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)			/	/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				

改正案					現行				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)					その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)					Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 (ト) + (ヌ) / (ル)					総自己資本合計 (ト) + (ヌ) / (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (マ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (マ)					自己資本比率				
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 (ハ) / (マ)		%		%	普通株式等Tier1比率 (ハ) / (マ)		%		%
Tier1比率 (ト) / (マ)		%		%	Tier1比率 (ト) / (マ)		%		%
総自己資本比率 (ル) / (マ)		%		%	総自己資本比率 (ル) / (マ)		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				

改正案

Table with 5 columns and 2 rows. Row 1: 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額. Row 2: 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(記載上の注意)

- 1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2. 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4. 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
5. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
6. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
7. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
8. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
9. 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

Main table for '改正案' with columns: 項目, 当期末, 経過措置による不算入額, 前期末, 経過措置による不算入額. Includes sub-table for '信用リスク・アセット算出手法'.

現行

Table with 5 columns and 2 rows. Row 1: 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(記載上の注意)

- 1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2. 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4. 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
5. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
6. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
7. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
8. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
9. 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

Main table for '現行' with columns: 項目, 前期末, 当期末, 項目, 前期末, 当期末. Includes sub-table for '信用リスク・アセット算出手法'.

改正案					現行				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)									
コア資本に係る調整項目									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
うち、のれんに係るものの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					信用リスク・アセット調整額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
適格引当金不足額					リスク・アセット等計 (G)				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					Tier1比率 (A/G) %				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					自己資本比率 (F/G) %				
前払年金費用の額									
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額									
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)									
自己資本									
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)									
リスク・アセット等									
信用リスク・アセットの額の合計額									
資産（オン・バランス）項目									
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額									
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額									

(記載上の注記)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する適用をいう。）」財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案				現行			
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額							
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額							
うち、上記以外に該当するものの額							
オフ・バランス項目							
CVAリスク相当額を8%で除して得た額							
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
信用リスク・アセット調整額							
オペレーショナル・リスク相当額調整額							
リスク・アセット等の額の合計額 (三)							
自己資本比率							
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		%			%		

- (記載上の注意)
- 1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
 - 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
 - 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
 - 4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
 - 5 溯及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2・第3 (略)

第4 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

第2・第3 (略)

第4 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	

改正案																現行	
当期変動額																新株の発行	× × ×
新株の発行	××	××		××					××						××	× × ×
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	当期変動額合計	× × ×
当期純利益							××	××		××					××	当期末残高	× × ×
自己株式の処分									××	××					××	資本剰余金	
.....															××	資本準備金	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××	当期首残高	× × ×
当期変動額合計	××	××	二	××	××	二	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期変動額	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	新株の発行	× × ×
(記載上の注意) 1～8 (略)																× × ×
(以下略)																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																その他資本剰余金	
																当期首残高	× × ×
																当期変動額	
																× × ×
																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																資本剰余金合計	
																当期首残高	× × ×
																当期変動額	
																新株の発行	× × ×
																× × ×
																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																利益剰余金	
																利益準備金	

改正案	現行	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他利益剰余金	
	<u>××積立金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×

改正案	現行	
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	

改正案	現行	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行	
	× × ×
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
(記載上の注意)		
1 ~ 8 (略)		
(以下略)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案									
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)							
(略)									
第1 第 期	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	事業概況書	
年	月	日から							
年	月	日まで							
1～13 (略)									
14 自己資本比率の状況									
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕									
		信用リスク・アセット算出手法							
(単位:百万円)									
項目	当期末		前期末						
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額						
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目									
普通株式に係る株主資本の額									
うち、資本金及び資本剰余金の額									
うち、利益剰余金の額									
うち、自己株式の額 (△)									
うち、社外流出予定額 (△)									
うち、上記以外に該当するものの額									
普通株式に係る新株予約権の額									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目									
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額									
うち、のれんに係るものの額									
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額									
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額									
繰延ヘッジ損益の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									

現行									
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)							
(略)									
第1 第 期	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	事業概況書	
年	月	日から							
年	月	日まで							
1～13 (略)									
14 自己資本比率の状況									
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕									
		信用リスク・アセット算出手法							
(単位:百万円)									
項目	当期末		前期末						
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額						
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目									
普通株式に係る株主資本の額									
うち、資本金及び資本剰余金の額									
うち、利益剰余金の額									
うち、自己株式の額 (△)									
うち、社外流出予定額 (△)									
うち、上記以外に該当するものの額									
普通株式に係る新株予約権の額									
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目									
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額									
うち、のれんに係るものの額									
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額									
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額									
繰延ヘッジ損益の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									

改正案					現行				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額			/	/	その他Tier1資本不足額			/	/
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)			/	/	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)			/	/
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			/	/	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			/	/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額			/	/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額			/	/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額			/	/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額			/	/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額			/	/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額			/	/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額			/	/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額			/	/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			/	/	評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			/	/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)			/	/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)			/	/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				

改正案					現行				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)					その他Tier1資本の額 ((三) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)					Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				

改正案					現行				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					自己資本比率				
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				

改正案

Table with 2 rows and 4 columns. Row 1: 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額. Row 2: 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
9 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

Main table for 'Domestic Standard Single Self-Capital Ratio'. Columns: Item, Current Period, Previous Period, and sub-columns for 'Excluded Amount due to Transitional Measures'. Includes sections for Core Capital, Common Equity, and Tier 2 Capital.

現行

Table with 2 rows and 4 columns. Row 1: 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
9 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

Main table for 'Domestic Standard Single Self-Capital Ratio' (Current). Columns: Item, Previous Period, Current Period, Item, Previous Period, Current Period. Includes sections for Capital, Core Capital, and Tier 2 Capital.

改正案					現行				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)									
コア資本に係る調整項目									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					市場・リスク相当額を8%で除して得た額				
うち、のれんに係るものの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					信用リスク・アセット調整額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
適格引当金不足額					リスク・アセット等計 (G)				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					Tier1比率 (A/G) %				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					自己資本比率 (F/G) %				
前払年金費用の額									
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額									
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)									
自己資本									
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)									
リスク・アセット等									
信用リスク・アセットの額の合計額									
資産（オン・バランス）項目									
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額									
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額									

(記載上の注記)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する適用をいう。）」財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案					現行				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額									
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額									
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額									
うち、上記以外に該当するものの額									
オフ・バランス項目									
CVAリスク相当額を8%で除して得た額									
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額									
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額									
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額									
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
リスク・アセット等の額の合計額 (三)									
自己資本比率									
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))									

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 5 溯及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2・第3 (略)

第4 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等					新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計			
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益 剰余 金	繰越利 益剰余 金									利益剰 余金合 計
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

第2・第3 (略)

第4 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×

改正案																現行	
当期変動額																当期変動額	
新株の発行	××	××		××					××						××	新株の発行	× × ×
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	× × ×
当期純利益							××	××		××					××	当期変動額合計	× × ×
自己株式の処分									××	××					××	当期末残高	× × ×
.....															××	資本剰余金	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××	資本準備金	
当期変動額合計	××	××	二	××	××	二	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期首残高	× × ×
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	当期変動額	
(記載上の注意) 1～8 (略)																新株の発行	× × ×
(以下略)																× × ×
																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																その他資本剰余金	
																当期首残高	× × ×
																当期変動額	
																× × ×
																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																資本剰余金合計	
																当期首残高	× × ×
																当期変動額	
																新株の発行	× × ×
																× × ×
																当期変動額合計	× × ×
																当期末残高	× × ×
																利益剰余金	

改正案	現行	
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×	
当期変動額合計	× × ×	
当期末残高	× × ×	

改正案	現行	
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行	
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>自己株式の処分</u>	× × ×
	× × ×
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)</u>	× × ×
	<u>当期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当期末残高</u>	× × ×
	(記載上の注意) 1 ~ 8 (略)	

改正案	現行																																																																																																																																																		
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間連結業務報告書</p> <div style="text-align: center;"> [<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table>] </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第1 [</p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table> <p>第1] 中間事業概況書</p> </div> <p>1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>(単位：百万円)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日から	年	月	日まで	信用リスク・アセット算出手法		項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/	普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間連結業務報告書</p> <div style="text-align: center;"> [<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table>] </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第1 [</p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table> <p>第1] 中間事業概況書</p> </div> <p>1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>(単位：百万円)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日から	年	月	日まで	信用リスク・アセット算出手法		項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/	普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
年	月	日から																																																																																																																																																	
年	月	日まで																																																																																																																																																	
年	月	日から																																																																																																																																																	
年	月	日まで																																																																																																																																																	
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																			
項目	当中間期末		前期末																																																																																																																																																
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																															
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																			
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																																																															
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																																																															
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																																																															
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																																																															
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																																																															
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																																																															
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																																																															
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																																																															
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/																																																																																																																																															
年	月	日から																																																																																																																																																	
年	月	日まで																																																																																																																																																	
年	月	日から																																																																																																																																																	
年	月	日まで																																																																																																																																																	
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																			
項目	当中間期末		前期末																																																																																																																																																
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																															
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																			
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																																																															
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																																																															
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																																																															
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																																																															
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																																																															
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																																																															
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																																																															
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																																																															
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/																																																																																																																																															

改正案					現行				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) - (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) - (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額					その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) - (ヘ)					その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) - (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) - (ト)					Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) - (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				

改正案					現行				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）					Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）					Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）-（リ））（ヌ）					Tier2資本の額（（チ）-（リ））（ヌ）				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（（ト）+（ヌ））（ル）					総自己資本合計（（ト）+（ヌ））（ル）				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				

改正案					現行				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額(ワ)				
リスク・アセット等の額の合計額(ワ)									
連結自己資本比率					連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率(ハ)/(ワ)		%		%	連結普通株式等Tier1比率(ハ)/(ワ)		%		%
連結Tier1比率(ト)/(ワ)		%		%	連結Tier1比率(ト)/(ワ)		%		%
連結自己資本比率(ル)/(ワ)		%		%	連結自己資本比率(ル)/(ワ)		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。					1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。				
2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。					2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。				
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				
4. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					4. 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。				
5. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					5. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。				
6. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。									

改正案

7. 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

		信用リスク・アセット算出手法			
				(単位：百万円)	
項目	当中間期末		前期末		
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額					
うち、資本金及び資本剰余金の額					
うち、利益剰余金の額					
うち、自己株式の額(△)					
うち、社外流出予定額(△)					
うち、上記以外に該当するものの額					
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額					
うち、為替換算調整勘定					
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					
コア資本に係る調整後少数株主持分の額					
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額					
うち、適格引当金コア資本算入額					
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					

現行

6. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
 7. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
 8. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
 9. 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

		信用リスク・アセット算出手法			
				(単位：百万円)	
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
〔非累積的永久優先株〕			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
連結子法人等の少数株主持分			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
営業権相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
のれん相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目(E)		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	オフ・バランス取引等項目		
基本的項目(A)			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			リスク・アセット等計(G)		
負債性資本調達手段等			Tier1比率(A/G)	%	%
負債性資本調達手段			自己資本比率(F/G)	%	%
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目(B)					

(記載上の注意)

1. 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
3. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

改正案					現行				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					4 「 <u>「「其他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u>				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					5 「 <u>「「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</u>				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)					6 「 <u>「「其他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</u>				
コア資本に係る調整項目					7 <u>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「 <u>「「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</u>				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					9 「 <u>「「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的內部格付手法又は先進的內部格付手法のいずれかを記載すること。</u>				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					10 適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する適用をいう。） 中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「 <u>「「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u>				
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									
退職給付に係る資産の額									
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額									
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに關連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に關連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに關連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に關連するものの額									
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)									
自己資本									
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)									
リスク・アセット等									

改正案				現行			
信用リスク・アセットの額の合計額							
資産（オン・バランス）項目							
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額							
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額							
うち、上記以外に該当するものの額							
オフ・バランス取引等項目							
CVAリスク相当額を8%で除して得た額							
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
信用リスク・アセット調整額							
オペレーショナル・リスク相当額調整額							
リスク・アセット等の額の合計額 (二)							
連結自己資本比率							
連結自己資本比率（(ハ) / (二)）				%			
(記載上の注意)							
1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。							
2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。							
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。							
4. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。							
5. 溯及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。							
第2 中間連結財務諸表				第2 中間連結財務諸表			
1～3 (略)				1～3 (略)			

改正案														現行		
4 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)														4 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)		
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計	科 目	金 額
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計					
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		×××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××			××											×××
剰余金の配当			△××		△××											×××
中間純利益			××		××											××
自己株式の処分				××	××											××
・・・ ・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××			××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			××
(記載上の注意) 1・2 (略) 3 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4～7 (略)																
(以下略)																

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
新株の発行	×××
.....	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××
資本剰余金	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
新株の発行	×××
.....	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××
利益剰余金	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
剰余金の配当	△×××
中間純利益	×××
.....	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××

改正案	現行	
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	

改正案	現行	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>土地再評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>為替換算調整勘定</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>新株予約権</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×

改正案	現行	
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～2 (略)	
	3 株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。	
	4～7 (略)	
	(以下略)	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																																																																																																																																																																						
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4) (略)	別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4) (略)																																																																																																																																																																																																						
第1 (年 月 日から) (年 月 日まで) 事業概況書	第1 (年 月 日から) (年 月 日まで) 事業概況書																																																																																																																																																																																																						
1・2 (略)	1・2 (略)																																																																																																																																																																																																						
3 連結自己資本比率の状況	3 連結自己資本比率の状況																																																																																																																																																																																																						
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕																																																																																																																																																																																																						
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																						
(単位:百万円)	(単位:百万円)																																																																																																																																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る調整項目</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る調整項目</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
項目		当期末		前期末																																																																																																																																																																																																			
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																																																																																																							
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額																																																																																																																																																																																																							
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																																							
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																																																																							
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額																																																																																																																																																																																																							
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額																																																																																																																																																																																																							
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																																																																							
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額																																																																																																																																																																																																							
項目	当期末		前期末																																																																																																																																																																																																				
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																																																																																																							
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額																																																																																																																																																																																																							
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																																							
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)																																																																																																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																																																																							
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額																																																																																																																																																																																																							
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額																																																																																																																																																																																																							
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																																																																							
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額																																																																																																																																																																																																							

改正案					現行				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額					その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額				

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）					その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）					その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ハ）					その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ハ）				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）					Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					連結自己資本比率				
連結自己資本比率					連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	%			
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	%				連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	%			
連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	%				連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	%			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案			
連結自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	%	/	%
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		/	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		/		
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		

現行			
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		/	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	

〔記載上の注意〕

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項目	前期末	当期末	項目	
			前期末	当期末
資本金			短期劣後債務	
非累積的永久優先株			進補完的項目不算入額	△
新株式申込証拠金			進補完的項目(C)	△
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)	
利益剰余金			(D)	
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
社外流出予定額	△	△		
その他有価証券の評価差損	△	△		

改正案					現行							
うち、利益剰余金の額					為替換算調整勘定				期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			
うち、自己株式の額(△)					新株予約権				短期劣後債務及びこれに準ずるもの			
うち、社外流出予定額(△)					連結子法人等の少数株主持分				連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			
うち、上記以外に該当するものの額					うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券				非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額					営業権相当額	△		△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
うち、為替換算調整勘定					のれん相当額	△		△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額					企業結合により計上される無形固定資産相当額	△		△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					証券化取引により増加した自己資本相当額	△		△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ			
コア資本に係る調整後少数株主持分の額					内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△		△	控除項目不算入額	△		△
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)				控除項目(F)			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額					繰延税金資産の控除金額	△		△	自己資本額(D-E)(F)			
うち、適格引当金コア資本算入額					基本的項目(△)				資産(オン・バランス)項目			
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					償還を行う蓋然性を有する株式等				オフ・バランス取引等項目			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額				マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					一般貸倒引当金				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額				信用リスク・アセット調整額			
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					負債性資本調達手段等				オペレーショナル・リスク相当額調整額			
コア資本に係る基礎項目の額					負債性資本調達手段				リスク・アセット等計(G)			
コア資本に係る基礎項目の額					期限付劣後債務及び期限付優先株				Tier1比率(A/G)			%
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					補完的項目不算入額	△		△	自己資本比率(F/G)			%
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					補完的項目(B)							
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額												
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額												
適格引当金不足額												

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定のコличествоをそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
0. 溯及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第13号に規定する溯及適用をいう。) 連結財務諸表の組替え(同条第14号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第15号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"><u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額</u></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td><u>うち、上記以外に該当するものの額</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オフ・バランス取引等項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CVAリスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リスク・アセット等の額の合計額 (二)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">連結自己資本比率</td> </tr> <tr> <td>連結自己資本比率 (一) / (二)</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。 3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 5. 溯及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 	<u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額</u>								<u>うち、上記以外に該当するものの額</u>								オフ・バランス取引等項目								CVAリスク相当額を8%で除して得た額								中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額								マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額								オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額								信用リスク・アセット調整額								オペレーショナル・リスク相当額調整額								リスク・アセット等の額の合計額 (二)								連結自己資本比率								連結自己資本比率 (一) / (二)		%		%				<p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">1～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">株主資本</th> <th colspan="7">その他の包括利益累計額</th> <th rowspan="2">新株予約権</th> <th rowspan="2">少数株主持分</th> <th rowspan="2">純資産合計</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>資本剰余金</th> <th>利益剰余金</th> <th>自己株式</th> <th>株主資本合計</th> <th>その他有価証券評価差額金</th> <th>繰延ヘッジ損益</th> <th>土地再評価差額金</th> <th>為替換算調整勘定</th> <th>退職給付に係る調整累計額</th> <th>その他の包括利益累計額合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期首残高</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>△××</td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>当期変動額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株の発行</td> <td>××</td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> </tr> </tbody> </table>		株主資本				その他の包括利益累計額							新株予約権	少数株主持分	純資産合計	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期変動額															新株の発行	××	××			××									××
<u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額</u>																																																																																																																																																																								
<u>うち、上記以外に該当するものの額</u>																																																																																																																																																																								
オフ・バランス取引等項目																																																																																																																																																																								
CVAリスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																								
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額																																																																																																																																																																								
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																								
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																								
信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																																								
オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																																								
リスク・アセット等の額の合計額 (二)																																																																																																																																																																								
連結自己資本比率																																																																																																																																																																								
連結自己資本比率 (一) / (二)		%		%																																																																																																																																																																				
	株主資本				その他の包括利益累計額							新株予約権	少数株主持分	純資産合計																																																																																																																																																										
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計																																																																																																																																																													
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																																																																																																										
当期変動額																																																																																																																																																																								
新株の発行	××	××			××									××																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">1～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">科 目</th> <th style="width:20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主資本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期首残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>当期変動額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株の発行</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>								科 目	金 額	株主資本		資本金		当期首残高	× × ×	当期変動額		新株の発行	× × ×	× × ×																																																																																																																																																			
科 目	金 額																																																																																																																																																																							
株主資本																																																																																																																																																																								
資本金																																																																																																																																																																								
当期首残高	× × ×																																																																																																																																																																							
当期変動額																																																																																																																																																																								
新株の発行	× × ×																																																																																																																																																																							
.....	× × ×																																																																																																																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案														現行			
剰余金の配当			△××		△××									△××	当期変動額合計		× × ×
当期純利益			××		××										当期末残高		× × ×
自己株式の処分				××	××										資本剰余金		
・・・															当期首残高		× × ×
・・・															当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××		新株の発行		× × ×
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			× × ×
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		当期変動額合計		× × ×
															当期末残高		× × ×
															利益剰余金		
															当期首残高		× × ×
															当期変動額		
															剰余金の配当		△ × × ×
															当期純利益		× × ×
																× × ×
															当期変動額合計		× × ×
															当期末残高		× × ×
															自己株式		
															当期首残高		△ × × ×
															当期変動額		
															自己株式の処分		× × ×
																× × ×
															当期変動額合計		× × ×
															当期末残高		△ × × ×
															株主資本合計		
															当期首残高		× × ×
															当期変動額		

(記載上の注意)
1～7 (略)

(以下略)

改正案	現行	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	

改正案	現行	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
(記載上の注意)		
1 ~ 7 (略)		
(以下略)		

改正案	現行
<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。) 又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。) 又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>	<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この7において同じ。) 又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この5において同じ。) 又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当行の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当行の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～7 (略)</p> <p>8 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下8において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下8において同じ。) 又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下8において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。) 又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>	<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～7 (略)</p> <p>8 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この8において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この8において同じ。) 又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この8において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この5において同じ。) 又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当行の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下8において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下8において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下8において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当行の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>8において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>8において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>8において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

改正案	現行																																																																																																																						
<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下 5 において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社にあつては、この様式中、第 2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p>	<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この 5 において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社にあつては、この様式中、第 2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p>																																																																																																																						
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																						
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当中間期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当中間期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
項目		当中間期末		前期末																																																																																																																			
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																							
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額																																																																																																																							
項目	当中間期末		前期末																																																																																																																				
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																							
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額																																																																																																																							
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額																																																																																																																							

改正案					現行				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第2項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案					現行				
普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) - (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) - (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額					その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第4項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第4項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) - (ハ)					その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) - (ハ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) - (ト)					Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) - (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				

改正案					現行				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）					Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）					Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）-（リ）） （ヌ）					Tier2資本の額（（チ）-（リ）） （ヌ）				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（（ト）+（ヌ）） （ル）					総自己資本合計（（ト）+（ヌ）） （ル）				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案					現行				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりリスク・アセットの額に算入されるもの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額（マ）				
リスク・アセット等の額の合計額（マ）									
連結自己資本比率					連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率（(ハ) / (マ)）		%		%	連結普通株式等Tier1比率（(ハ) / (マ)）		%		%
連結Tier1比率（(ト) / (マ)）		%		%	連結Tier1比率（(ト) / (マ)）		%		%
連結自己資本比率（(ル) / (マ)）		%		%	連結自己資本比率（(ル) / (マ)）		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。					1. 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。				
2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。					2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。				
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				
4. 「そのTier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					4. 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。				
5. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					5. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。				
6. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案				
7. 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。） 中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。				
[国内基準に係る連結自己資本比率]				
		信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)
項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

現行					
6. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					
7. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					
8. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。					
9. 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。） 中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
[国内基準に係る連結自己資本比率]					
		信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)	
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
連結子法人等の少数株主持分			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
営業権相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
のれん相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目(E)		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	オフ・バランス取引等項目		
基本的項目(A)			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			リスク・アセット等計(G)		
負債性資本調達手段等			Tier1比率(A/G)		%
負債性資本調達手段			自己資本比率(F/G)		%
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目(B)					

(記載上の注意)
 1. 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 2. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。
 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

改正案				現行			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				4. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。			
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				5. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				6. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。			
コア資本に係る調整項目				7. 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の『基本的項目』計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。			
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				8. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				9. 溯及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する溯及適用をいう。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。			
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
退職給付に係る資産の額							
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額							
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額							
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)							
自己資本							
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)							
リスク・アセット等							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案				現行			
信用リスク・アセットの額の合計額							
資産（オン・バランス）項目							
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額							
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額							
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額							
うち、上記以外に該当するものの額							
オフ・バランス取引等項目							
CVAリスク相当額を8%で除して得た額							
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額							
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額							
信用リスク・アセット調整額							
オペレーショナル・リスク相当額調整額							
リスク・アセット等の額の合計額 (二)							
連結自己資本比率							
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))							
(記載上の注意)							
1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。							
2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。							
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。							
4. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。							
5. 溯及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。							
第 2 中間連結財務諸表				第 2 中間連結財務諸表			
1 ~ 3 (略)				1 ~ 3 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案														現行			
4 第 期 中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書														4 第 期 中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書			
(単位：百万円)														(単位：百万円)			
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計	科 目	金 額	
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計						
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		× × ×	
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××			××											× × ×	
剰余金の配当			△××		△××											× × ×	
中間純利益			××		××											× × ×	
自己株式の処分				××	××											× × ×	
・・・																× × ×	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××			× × ×	
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			× × ×	
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			× × ×	
(記載上の注意)																	
1・2 (略)																	
3 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。																	
4～7 (略)																	
(以下略)																	
																株主資本	
																資本金	
																当期首残高	× × ×
																当中間期変動額	
																新株の発行	× × ×
																× × ×
																当中間期変動額合計	× × ×
																当中間期末残高	× × ×
																資本剰余金	
																当期首残高	× × ×
																当中間期変動額	
																新株の発行	× × ×
																× × ×
																当中間期変動額合計	× × ×
																当中間期末残高	× × ×
																利益剰余金	
																当期首残高	× × ×
																当中間期変動額	
																剰余金の配当	△ × × ×
																中間純利益	× × ×
																× × ×
																当中間期変動額合計	× × ×
																当中間期末残高	× × ×

改正案	現行	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>土地再評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>為替換算調整勘定</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当中間期末残高</u>	× × ×
	<u>新株予約権</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×

改正案	現行	
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～2 (略)	
	3 株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。	
	4～7 (略)	
	(以下略)	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案				
別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係)		(日本工業規格A4)		
(略)				
第1第期		事業概況書		
(年 月 日から)		(年 月 日まで)		
1～7 (略)				
8 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法		(単位:百万円)		
項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				

現行				
別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係)		(日本工業規格A4)		
(略)				
第1第期		事業概況書		
(年 月 日から)		(年 月 日まで)		
1～7 (略)				
8 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法		(単位:百万円)		
項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第2項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				

改正案					現行				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額					その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額				

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）					その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）					その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）					その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額（（ヘ）＋（ト））（ト）					Tier1資本の額（（ヘ）＋（ト））（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					連結自己資本比率				
連結自己資本比率					連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	%			
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	%				連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	%			
連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	%				連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	%			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案			
連結自己資本比率 ((ル) / (ワ))	%	/	%
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		/	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	

(記載上の注意)

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）
- 連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		/		

現行

調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		/	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額		/	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/	
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		/	

(記載上の注意)

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 測及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）
- 連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法			(単位：百万円)		
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			進補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			進補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案					現行				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額									
うち、上記以外に該当するものの額									
オフ・バランス取引等項目									
CVAリスク相当額を8%で除して得た額									
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額									
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額									
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額									
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
リスク・アセット等の額の合計額 (二)									
連結自己資本比率									
連結自己資本比率 (一) / (二)									

(記載上の注意)

1. 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
2. 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5. 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1～3 (略)

4 第期 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××

第2 連結財務諸表

1～3 (略)

4 第期 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×

改正案	現行	
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	<u>その他有価証券評価差額金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	<u>土地再評価差額金</u>	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	× × ×

改正案	現行	
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案	現行	
	<u>当期変動額</u>	
	<u>新株の発行</u>	× × ×
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>自己株式の処分</u>	× × ×
	× × ×
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)</u>	× × ×
	<u>当期変動額合計</u>	× × ×
	<u>当期末残高</u>	× × ×
	(記載上の注意) 1～7 (略)	
(以下略)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。)又は修正再表示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下 5 において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下 5 において同じ。)又は修正再表示(同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下 5 において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>	<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この 4 において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この 4 において同じ。)又は修正再表示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 4 において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この 5 において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この 5 において同じ。)又は修正再表示(同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この 5 において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当社の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当社の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</p> <p>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>